

旧法下における合併市町村等に対する県の支援について

1 合併市町村に対する支援(長野県市町村合併支援プラン H15.1.9策定)

	内 容
対象地域	重点支援地域に指定した市町村 (旧法下で)合併した市町村
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 市町村への助言・情報提供 ・市町村建設計画の作成支援 ・第三セクター等の経営合理化等に対する相談 ・合併協議会実務連絡会議の開催
	人的支援 <ul style="list-style-type: none"> ・合併協議会への県職員の参加 ・県職員の派遣や市町村職員の受入れ
	行財政支援 <ul style="list-style-type: none"> ・市となるべき要件及び町となるべき要件の見直し ・分権型合併を検討する市町村への協力 ・一部事務組合等の再編支援 ・条例・規則等の整備支援 ・公共的団体の統合等に関する相談 ・市町村合併特例交付金によるまちづくり支援(平成17年3月31日までに合併申請した市町村に限る) (交付期間)合併年度及びその後10年間 (交付限度額)5億円+1億円(合併関係市町村数-2) (交付対象)地域格差の是正、住民意見の反映、住民サービスの向上、コミュニティの振興
	権限移譲 合併市町村の意向を踏まえ、県から積極的に移譲する。
	国の市町村合併支援プランの活用 国等の関係機関との連携・円滑な事業実施
	その他 <ul style="list-style-type: none"> ・県が設定する圏域、現地機関の所管区域及び高校の通学区域等の見直し ・各種計画策定等に対する支援
	支援体制 各部局・現地機関が連携をとり市町村課を総合窓口として支援

2 合併を志す市町村への県の支援

	内 容
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・上記支援のみ (合併をしたくてもできない(困難な)市町村への支援は、特になし。)